

朋友だより

朋友だより 134 号お届けします。

中小企業は、現在の厳しい世の中で活動、発展し続けていく事が求められています。

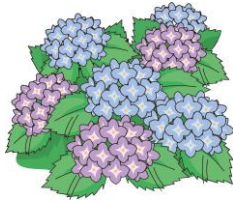
かなり以前から、運動・発展の考え方である弁証法の中から中小企業を眺めてみたいと考えていたのですが、難しく挫折しました。

今回、思い切って挑戦することにしました。ご参考になれば幸甚です。

また、ご感想・ご意見などをお寄せ頂けると有り難いと思っています。

2015年6月

(有)コンサルタント朋友
代表取締役 奥長弘三



弁証法から中小企業を見る



弁証法とは

弁証法という考え方、思考方法があります。唯物論と一体となった弁証法的唯物論が一般的です。2008年にノーベル物理学賞を受賞した小林誠教授、益川敏英教授のお二人は弁証法的唯物論を駆使して、世界的大発見をした話は有名です。

この弁証法を使って、中小企業経営を見ようと思立ちました。弁証法には3つの法則がありますが、今号から3回シリーズで弁証法から見た中小企業というテーマで考えてみたいと思います。

弁証法の特徴は、ものごとをばらばらの静止した状態でとらえないで、世界的な連関及び変化、運動、発展の中でとらえ、事物のなかにある矛盾や対立の中に発展の生きた原動力を見ることがあります。

3つの法則は次の通りです。

- 量から質への転化の法則
- 対立物の相互浸透の法則
- 否定の否定の法則

第1回目の今回は「対立物の相互浸透の法則」について考えます。

対立物の相互浸透の法則

企業においては、対立する2つのものが存在することは、あちこちで見られます。

- 例えば、
- 経営者と社員との対立
 - 既存事業と新規事業との確執
 - 企業利益と社会貢献の矛盾
 - 文化の異なる2つの部門の統合等

この対立するもの(これを「矛盾」といいます)をどのように処理していくのかは、企業経営にとって非常に重要です。弁証法の法則の一つ、「対立物の相互浸透による発展の法則」の順番です。

事物には、どのようなものであれ対立するものが含まれています。これがお互いに影響し合い、両者が統合されることで、事物が変化・発展するというものです。弁証法の3つの法則の中で最も重要なものです。

例えば、上に挙げた「経営者と社員との対立」をこの法則に照らして考えてみると、次のようになります。

経営者と社員は社内で単に対立し合っている段階にとどまっているのではなく、共に成長し、お互いに影響し合うことで、一段高い次元の会社になることができる。

どのようにしたら、このようなことは実現可能なのでしょうか。弁証法の法則は到達するゴールは教えてくれますが、そこに到達する道筋、やり方までは教えてくれません。各自、智恵をしばるしかありません。

このとき先人の知恵は大いに参考になります。

例えば、「既存事業と新規事業との確執」については、

- 3Mの15%ルール
- グーグルの20%ルール

などが有名です。

既存事業を進めながら、新規事業についても着実に進めるという上手なやり方です。先人の知恵と言って良いでしょう。

グーグルでは、20%の時間をどのような仕事に費やしたかを上司に報告する義務はありません。しかし同時に上司のサポートを自動的に受けられるわけではありません。革新的な仕事に要する資金や情報、知識や人材については、社内ネットワークを活用して、社員が自ら調達する必要があります。つまり社員には自由が与えられていると同時に、強い責任も課せられるのです。

中小企業における労使の関係

先人の知恵の今一つの事例として、次の例を挙げることができます。

中小企業における経営者と社員との関係について、中同協(中小企業家同友会全国協議会)は、今から丁度40年前に画期的な方法を提言しています。「中小企業における労使関係の見解」(略して労使見解)1975年1月)

すなわち、中小企業においては、経営者と社員の双方が努力することで、「新しい働き方」が可能になるという提言です。自動的にそのようになるというわけではありません。双方の努力が不可欠です。経営者及び社員の双方が努力することで、それは可能だということです。その為の条件は次の2つです。

- ①経営理念の文章化と社員との共有
- ②労使の人的信頼関係の構築

これを行うことで、経営者と社員という「対立物」がそれぞれ成長し、相互に影響し合い、統合し、一段と高い次元の会社に到達することが可能というものです。

筆者の周りでは、これを実践して、すばらしい企業に発展しているケースが多数生まれています。

現在の資本主義社会では、雇う側と雇われる側の区別は存在します。そして、この区別は資本主義社会である限り存続します。しかし中小企業では、上記を行うことで、その壁を破り、経営者だけでなく、社員の一人ひとりが「人間らしく働く」状況を社内的に作り出すことは可能であるというのが、この教えです。

但し、このことは、中小企業についてだけ言えることであり、大企業については、資本の論理など、中小企業と違った別の力が働くため、必ずしも成立しないことに注意が必要です。

弁証法が教えるのは、互いに矛盾し、対立するかに見える2つのものに対して、いずれか一方を否定するのではなく、両者を肯定し、内包し、超越することによってより高い次元のものへと昇華していくということです。

企業にとって「矛盾」はある意味で、企業の生命力であり、企業が発展する為の原動力です。

従って企業が抱える「矛盾」、すなわち対立するもの、を機械的な割り切りによって一方だけを選び、他方をあきらめることで表面上、矛盾はなくなりますが、矛盾とともに、その組織は発展する力をなくなり、ひいては生命力も失われることとなります。

かつて、労働組合運動が激しかった頃、戦闘的な第一組合を潰すために、第二組合をつくり、労働組合の発言力を無理矢理抑えこんだ企業が、その後衰退の道をたどったケースが多かったのは歴史の事実です。

弁証法から現在の政治を見る

「対立物の相互浸透による発展の法則」に照らした場合、現在の安倍政権の動きに危惧の念を持っています。力で相手側の発言を抑える姿勢が露骨です。

安法案制に関する国会内での議論を見ても、真摯な姿勢で野党と論戦していません。質問にまともに答えなくて、意味不明な概念を繰り返して答弁するといった姿勢があちこちで見られます。

またマスコミを力で抑え込み、政権に批判的な報道が抑制されています。与党内で自由闊達な討論がなくなっているということも聞かれます。

これでは国内にある諸々の「矛盾」の一方が機械的に抑え込まれ、表面上は「矛盾」が解消されるでしょうが、同時に発展する力、ひいては生命力そのものが失われてしまいます。

この道は、かつて日本が第二次世界大戦前に歩んだ道そのものです。軍国主義を推進する勢力(ポツダム宣言ではファシズムと言っています)は、国内の反対の声を治安維持法などで徹底的に弾圧して抑え、あの無謀な戦争を仕掛け、日本を破滅に導いたのです。この道を今一度歩むわけにはいきません。何としても阻止しなくてはならないと考えます。



弁証法についての解説

国語辞典には次の様に書かれています。

「弁証」とは、対話によって真理に到達する意。

「弁証法」とは、物の対立・矛盾を克服・統一することによって、より高次元の結論に到達する、発展的な考え方、或いはその考え方による思考法。

(金田一京介ら 新明解国語辞典第三版(三省堂 1981年2月))

古代ギリシャの哲学者たちは、自然や社会のあらゆるものが関連しあい、たえず変化と運動のなかにあると直感的にとらえて、それを世界観の根本におきました。

「万物は流動しており、不断に変化し、不断に生成し、消滅している」(ヘラクレイトス)

その後ギリシャ時代からの弁証法的な物の見方が、後景に退く時代がきます。15世紀の自然科学の発展のためです。科学的にもごとを綿密に研究しようとする、関連しているものを切り離し、個々の部分の研究を始めることが先ず必要になります。

この見方・考え方が自然科学から哲学に移され、弁証法の柔軟な考えから、偏狭な形而上学が前面に出ます。形而上学的見方の特徴は次の通りです。

個々の物にとらわれて、その関連を忘れ、その存在にとらわれて、その生成と消滅を忘れ、静止にとらわれて運動を忘れるからであり、木を見て森を見ない。(エンゲルス)

今一度、弁証法の見方を復活させたのが、18, 19世紀に活躍したドイツの哲学者ヘーゲルです。しかしヘーゲルの弁証法は観念論的立場からのものでした。これを唯物論の立場から見直す努力はマルクス・エンゲルスに依存することになります。

エンゲルスは自然そのものは弁証法的に構成されているとし、それを解明するものとして、大著『自然の弁証法』に挑戦しますが、完成することなく、未完のままエンゲルスはこの世を去っています。

弁証法に関する参考書としては、下記が良いでしょう。

エンゲルス 『空想から科学へ』 (新日本出版社 1999年2月) 第2章

その他、最近のものとしては、下記を入門書としてお勧めします。

田坂広志著 『使える弁証法』 (東洋経済新報社 2005年12月)

～*～ あとがき ～*～*～*～*～*～*～*～*～*～*～*～*～*～*～*～*

朋友だより 134号をお届けいたします。

GWにチェコに行ってきました。所属する合唱団と30年来交流のあるプラハ混声合唱団の創立70周年記念イベントに招かれてのことです。歌声のお祝いに添えて南部鉄の風鈴を友人たちへのお土産の一つとしました。心を響きあわせ友情を深めてきました。

100塔の街(プラハ)から東北の人達への応援の“音”が奏でられることを想像しています。
(野上)



朋友

有限会社 コンサルタント朋友

〒113-0022 東京都文京区千駄木 3-36-11

千駄木センチュリー21 602号

TEL. 03-5815-3021 FAX. 03-5815-3022

e-mail foryou91@tokyo.email.ne.jp

URL:<http://www.consultant-hoyu.co.jp>